

平成29年度千葉ポートタワーの管理に関する年次協定書

千葉市（以下「甲」という。）と株式会社塚原緑地研究所（以下「乙」という。）とは、平成28年3月31日付けで、甲乙間で締結した「千葉ポートタワーの管理に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）第48条第3項の規定に基づき、平成29年度の事業年度に係る同条第1項の規定による委託料（以下「委託料」という。）に関し次のとおり協定を締結する。

（委託料の額）

第1条 平成29年度の事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日までをいう。）に係る委託料の額は、67,223,000円（消費税及び特別地方消費税を含む。）とする。

（支払方法）

第2条 委託料の支払いは年12回とし、基本協定第51条の規定に基づき乙の請求により支払うものとする。

2 1月当たりの委託料の支払い額は、次のとおりとする。

平成29年4月分（1回） 5,601,924円

平成29年5月分～平成30年3月分（11回） 5,601,916円

（大幅な利益の還元）

第3条 乙は、基本協定第71条の定めるところに従い、当該年度協定期間の千葉ポートタワーの利用料金収入及び自主事業に関する収入が、当該年度協定期間の管理経費を大きく上回り、大幅な利益が見込まれる場合には、次に定めるところにより、その一部を甲に還元するものとする。

2 乙は、一事業年度において、剰余金（総収入額が総支出額を超える場合におけるその超える部分の金額で、自主事業に係るものを含みます。）が生じ、原則として、剰余金が当該年度の総収入額の10%に当たる額を超える場合には、剰余金と当該年度の総収入額の10%に当たる額の差額の2分の1の額を市に還元すること。ただし、自主事業に係る収支が赤字となった場合は、自主事業を除く指定管理業務の収支により利益の還元額を計算する。また、決算により損失が生じた場合、市はこれを補填しない。

3 具体的な還元方法、時期等については、別途甲乙協議の上、定めるものとする。

（疑義についての協議）

第4条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲乙誠実協議の上、これを定めるものとする。

以上を証するために、本協定書2通を作成し、甲乙署名又は記名捺印の上、各1通を保有す

る。

平成29年4月1日

甲： 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市

千葉市長 熊谷俊人

乙： 千葉市美浜区真砂三丁目3番7号

株式会社 塚原緑地研究所

代表取締役 塚原道夫